

## 5 被災宅地復旧補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線323)

■内容＝被災した宅地の所有者などが、地盤の補強および整地など宅地の復旧工事を行う場合に、工事費の一部を補助します。

■補助対象工事＝①のり面の保護②排水施設の設置③地盤の補強・整地④よう壁の設置・補強（旧

よう壁の除去を含む）⑤地盤調査・設計調査費など⑥浸水区域でのかさ上げ

■補助金額＝対象工事費の $\frac{1}{2}$ 以内（上限額は、1宅地当たり200万円）

## 6 被災住宅補修等補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線323)

■内容＝被災した市内の住宅の補修・改修工事費の一部を補助します。

■補助対象工事

・補修工事(半壊、一部損壊)＝被災者生活再建支援金(加算支援金)を受給しておらず、応急修理制度を利用していない10万円以上の住宅補修工事

・改修工事(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)

①耐震改修工事＝現在の耐震基準を満たさない住宅を現在の基準に適合させる工事

②バリアフリー改修工事＝手すりの取り付け、床

段差の解消、滑り防止などのための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器などへの便器の取り替え、改修による付帯工事

③県産材使用改修＝県産の木材を0.5㎡以上、または、床面積1㎡当たり0.04㎡以上使用した改修工事

■補助金額＝対象工事費の $\frac{1}{2}$ 以内、以下上限額

○補修工事＝30万円

○改修工事＝①耐震改修工事＝60万円

②バリアフリー改修工事＝60万円

③県産材使用改修＝20万円

## 7 住宅再建移転補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線346)

■内容＝自宅が全壊・半壊解体した世帯が市内に住居を確保した場合に、移転費(引っ越し代)を補助します。

■補助金額＝5万円(一律)

※防災集団移転した人や、災害危険区域（第1種、第2種A・B）から自力再建する人は、別の補助金(上限80.2万円)に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

## 8 被災住宅債務利子補給補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線346)

■内容＝被災した住宅の再建資金を金融機関などから新たに借り入れた場合に、住宅ローンの支払い利子額の一部を補助します。

■補助金額

・建設・購入＝457万円

・土地購入＝206万円

・敷地造成＝59.7万円

※利率上限＝新築2.0%、補修1.0%

借入上限＝新築なし、補修640万円

既往ローン5年分も対象

## 9 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線346)

■内容＝災害危険区域(第1種、第2種A・B)で被災した世帯が市内の安全な場所(災害危険区域外)に住宅を建設・購入する場合に住宅ローンの支払い利子額および移転費(引っ越し代)の一部を補助します。

※工事請負契約前、借入契約前の事前申請が必要です。

(3) 広報大船渡お知らせ版 30.8.20(No.1133)

■補助金額

・建設・購入＝457万円

・土地購入＝206万円

・敷地造成＝59.7万円

・移転費等＝80.2万円

※利率上限＝8.5%

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

## 1 被災者住宅再建支援事業補助金

▷問い合わせ先  
地域福祉課(☎内線183・184)

■内容＝県内で被災し、自宅が全壊・半壊解体して被災者生活再建支援金の加算支援金を受給した世帯が、市内に住宅を建設・購入する場合に要する経費の一部を補助します。

■補助金額

・複数世帯＝200万円

・単身世帯＝150万円

## 2 住宅移転等敷地造成費補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線323)

■内容＝自宅が全壊・半壊解体した世帯が、市内の新たな場所に住宅を建設・購入する場合に要する敷地造成費の一部を補助します。

■補助金額＝敷地造成に要する工事費のうち、補助対象工事に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額(上限額は30万円)

■補助対象工事

①全壊または解体した住宅の建て替えに必要な敷地の造成工事(地盤の整地、よう壁・排水施設の設置)

②すでに造成された宅地を購入した場合で、①の工事に相当する工事

## 3 住宅移転等水道工事費補助金

▷問い合わせ先  
水道事業所(☎内線205)

■内容＝自宅が全壊・半壊解体した世帯が、市内に住宅を建設・購入する場合に要する水道工事費の一部を補助します。

■補助金額＝補助対象経費の種類に応じ、市が定める基準額から算出した総額の $\frac{1}{2}$ に相当する額(上限額は200万円)

■補助対象経費

次のいずれかの工事に要する経費

①配水管(本管)から分岐して、居住する住宅の宅地内に設置される最初の止水栓までの給水管布設工事

②水道水の安定供給を図るために必要なポンプや受水槽などの設置工事

③水道が完備されている土地を購入した場合で、①・②の工事に相当する工事

④飲用のための自家用水道工事(井戸掘削など)

## 4 復興住宅新築補助金

▷問い合わせ先  
住宅公園課(☎内線323)

■内容＝住宅が滅失(居住不能含む)した世帯が市内に自宅を建設・購入する際、バリアフリー基準を満たした場合および県産材を使用した場合に工事費の一部を補助します。

■補助対象工事

・バリアフリー対応工事＝バリアフリー基準を満たす住宅(住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級3以上)

・県産材使用工事＝県産の木材を積極的に使用する住宅(県産材を10㎡以上使用)

■補助金額＝下表のとおり

バリアフリー 対応工事	床面積75㎡未満	40万円
	床面積75㎡以上120㎡未満	60万円
	床面積120㎡以上	90万円
県産材 使用工事	使用量10㎡以上20㎡未満	20万円
	使用量20㎡以上30㎡未満	30万円
	使用量30㎡以上	40万円

